第

5 5 1 1

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2016年)$ 平成28年 7月 15日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB:  $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$ 

## △ 機械装置に対する償却資産税の軽減措置

**Q**:機械装置に対する償却資産税の軽減措置が創設されたそうですが、どのような内容なのですか?

A:一定の機械装置を取得した場合、償却 資産税の課税標準が取得後3年間、2分の1 になります。

## 【解説】

さきごろ、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律が国会で成立し、中小企業者等が、同法の施行の日(平成28年7月ごろ)から平成31年3月31日までの間において、同法に規定する認定経営力向上計画に記載された経営力向上設備等のうち一定の機械及び装置の取得をした場合には、表の機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準が最初の3年間、価格の2分の1とする措置が講じられることになりました。医療関係者から要望があった「医療機器」は、器具備品に該当することから、この制度の対象にはなっていません。

対象となる「一定の機械及び装置」は、次の ①から③までのいずれにも該当するものです。 ①販売開始から10年以内のもの

- ②旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上するもの
- ③1台又は1基の取得価額が160万円以上の もの







